

当協議会のプラットフォーム化について

2024年9月27日

全国二地域居住等促進協議会総会（書面）

全国二地域居住等促進協議会

- <会長> 長野県
<副会長> 和歌山県田辺市／栃木県那須町
- <運営> 国土交通省地方政策課(当面の間)
- <会費> 無料
- <構成員> (順次案内し申込み受付中)
- 正会員(地方公共団体 668団体)
 - ・都道府県(42団体)
 - ・市区町村(626団体)
 - 協力会員(関係団体、事業者等 85団体)
 - ・移住等支援機関
 - ・不動産関係団体、全国版空き家・空き地バンク運営主体
 - ・交通関係団体
 - ・関連民間事業者、メディア 等

〔主な活動内容〕

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・その他

企画・普及部会

- ・協議会の取組方針等についての協議・検討
- ・先進的取組事例の収集・情報発信の検討
- ・国への要望・提言の内容検討
- ・総会に関する企画検討・事前審査 等

PF化
発展的改組



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

- <共同代表5者>
現会長・副会長から3者
現会長(長野県)・副会長(和歌山県田辺市・栃木県那須町)
民間企業 2者
((株)ANAホールディングス・(一社)シェアリングエコノミー協会の2者)
- <運営> 那須町
- <会費> 当面の間無料
※いずれ会費制(官民いずれからも徴収できる仕組み)を検討
- <構成員>
○会員(官民フラットな関係とすることから、会員区分を廃止)
 - ・都道府県
 - ・市区町村
 - ・移住等支援機関
 - ・不動産関係団体、全国版空き家・空き地バンク運営主体
 - ・交通関係団体
 - ・関連民間事業者、メディア 等

〔主な活動内容〕

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・官民のマッチング促進、出会いの場の提供(新設)
- ・WEBサイトの機能拡充(新設)
- ・その他

各種専門部会(P)

- ・検討するテーマにより、適宜設置
例:「中長期的な課題」の検討 等

主な変更点

規約上の変更点

	名称	会員区分	役員	事務局	部会
現	全国二地域居住等促進協議会	2区分 会員・協力会員	会長・副会長	国土交通省 地方政策課	企画・普及部会 総会に関する事前検討 先進的事例の収集 等
	▼	▼	▼	▼	▼
新	全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム	1区分 会員のみ	共同代表 官3・民2 (任期1年)	共同代表より 選出 (任期1年)	専門部会 中長期的課題の検討等

変更の意図

- 名称変更は、①全国組織であること、②ポータルサイトではなくプラットフォームであること、③官民連携を目的としていることを明示するため
- 会員区分の変更は、官民がフラットで対等な関係であることを建て付けから明示するため
- 役員も会員区分と同様に、官と民は対等な関係である趣旨から、共同代表へと変更
- 事務局変更は、国への要望を打ち出せるようにするため

我が国においては、近年、都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化してきている。その中で、二地域居住は、地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に込めるとともに、地域活性化が図られるという意義を有し、いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進、実践されてきている。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしている。例えば、国民の地方への関心が一層高まってきているとともに、ICT技術の進展とも相まって、テレワークの導入等の働き方改革がより進展しつつある。このため、今後のウィズ/ポストコロナ社会にあっては、テレワーク等を前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待される。

このような状況のもと、二地域居住等(※)を促進することは、人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろん、地方創生、関係人口の拡大にも資する極めて重要な課題であり、この機を逃さず、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体・事業者等が連携して、国民的な運動として取り組んでいく必要がある。

そこで、**官民が一体となって**、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的として、この度、「**全国二地域居住等促進協議会**」を全国的な組織として「**全国二地域居住促進官民連携プラットフォーム**」として**発展的に改組**、設立することとする。

※二地域居住は、**法律上、「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること」と定義されているが**、必ずしも定型の**明確な**定義があるわけではなく、最近では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張先といった一時的ではなく、年間通算して概ね1カ月以上の期間を過ごすことをいうとするものや定性的に一定期間以上とするものがみられる。これまでは、どちらかといえば都市での生活を主とするものと観念されてきたが、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度あるという形態であることから、そうした形態にも着目し対応するべく、ここでは二地域居住等という用語を用いることとする。なお、これにより、三地域以上の居住形態も含まれる。

※現協議会設立趣旨より、赤字部追記のみの変更